

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成 23 年 7 月 7 日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

この度の東日本大震災における被災地域にお住まいの皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

◆財政運営基準等の見直しについて◆

現在、厚生労働省では、財政運営基準等の見直しについて作業が進められている模様です。

パブリック・コメント（意見公募手続）実施の際には、見直し案に関してあらかじめご案内させていただきますが、今回は、「非継続基準の財政検証」の見直しを中心に、改正の方向性についてご案内いたします。

I 非継続基準の財政検証の見直し

非継続基準の財政検証とは、財政決算の際に行う作業の一つで、企業年金制度が終了になったと仮定した場合に受給権が確保されているかどうかという観点から、最低積立基準額と純資産額を比較し、必要に応じて掛金を引き上げるというものです。

この作業では、第 1 ステップとして積立水準を判定し、判定の結果、積立水準が基準を下回っている場合に、第 2 ステップとして掛金引上げの必要性を判定します。

非継続基準の財政検証に関する改正の方向性は、次頁以下のとおりと想定されます。



第1ステップ ～ 最低積立基準額（または最低責任準備金）と純資産額の比較 ～

○現行ルール

①純資産額／最低責任準備金 ≥ 1.05 かつ ②純資産額／最低積立基準額 ≥ 0.9 の場合、基準をクリア

- ・DBの場合、②のみ
- ・過去3年間で上記基準を2回以上満たしている場合、②は0.8以上で可

○見直しの方向性

①純資産額／最低責任準備金 ≥ 1.05 かつ ②純資産額／最低積立基準額 ≥ 1.0 の場合、基準をクリア

- ・DBの場合、②のみ
- ・②の経過措置

平成23年度 純資産額／最低積立基準額 ≥ 0.90

平成24年度 純資産額／最低積立基準額 ≥ 0.92

平成25年度 純資産額／最低積立基準額 ≥ 0.94

平成26年度 純資産額／最低積立基準額 ≥ 0.96

平成27年度 純資産額／最低積立基準額 ≥ 0.98

- ・過去3年間で上記基準（②については経過措置を考慮した比率）を2回以上満たしている場合、②は0.9以上（経過措置期間は0.82～0.88）で可

第2ステップ ～ 掛金引上げの必要性を判定 ～

○現行ルール

①積立水準の将来予測を行い、一定期間で積立水準が基準を上回らない場合、上回るように掛金を引上げ（回復計画による方法）

または、

②積立水準に応じた必要掛金を算出し、翌年度の予定掛金を上回る場合、当該上回る額を翌々年度の掛金に上乗せ（積立水準に応じて掛金を設定する方法）

のいずれかの方法により掛金引上げの必要性を判定する。

○見直しの方向性

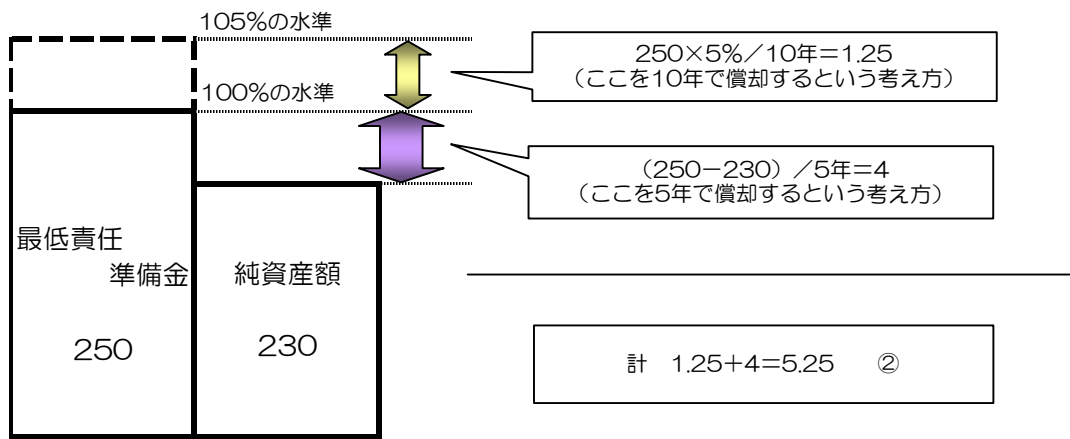
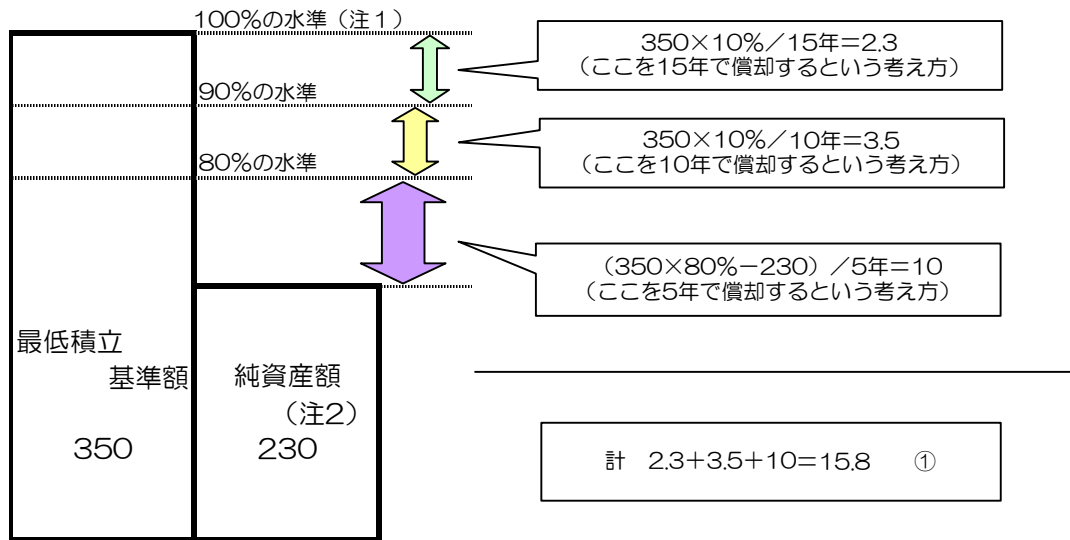
②積立水準に応じた必要掛金を算出し、翌年度の予定掛金を上回る場合、当該上回る額を翌々年度の掛金に上乗せ（積立水準に応じて掛金を設定する方法）

の方法により掛金引上げの必要性を判定する。

厚生年金基金の場合、現在、上記第2ステップ中、①の方法を採用していることが多いと考えられますが、②の方法に変更することにより掛金引上げの可能性が高まると見られています。



(掛金引上げの実例)



A	①と②の大きい方	<u>15.8</u>	
B	翌年度の最低積立基準額の見込み (注3)	—	当年度の最低積立基準額
		<u>5</u>	
A+B		<u>20.8</u>	} 20.8が18を上回ったため、 2.8を翌々年度の掛金に上乗せ
	翌年度の予定掛金	<u>18</u>	

- (注) 1. 経過措置期間は当該比率
 2. 数理的評価方法を用いている場合は当該額とすることが可能
 3. 前年度末と当年度末の実績値等により見込む
 4. DBの場合は最低責任準備金部分を除いて計算

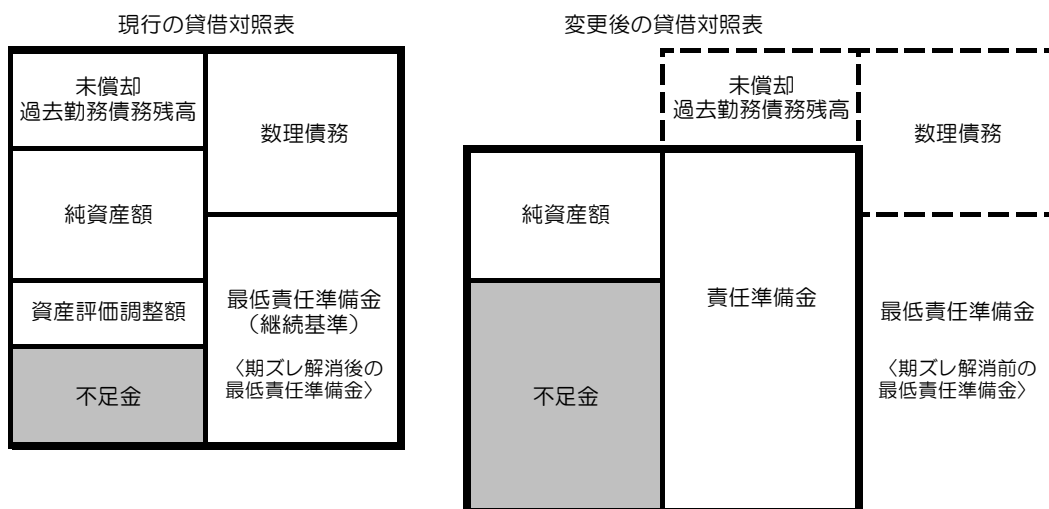


Ⅱ その他の項目の見直し

その他の項目の見直しについて、ポイントは以下のとおりと推測されます。

(1) 財務諸表の簡素化・透明化

- ・財務諸表上の調整科目を廃止。
- ・財務諸表に計上する債務は責任準備金に改める。



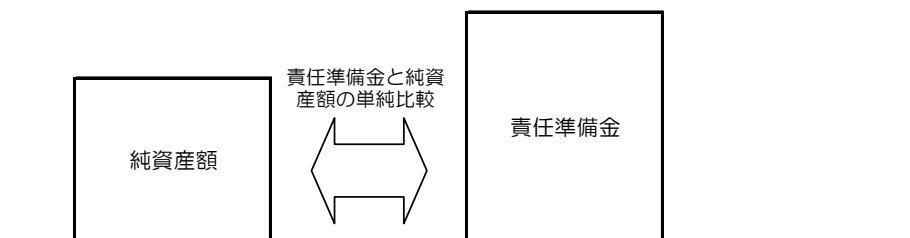
(注) 上図は厚生年金基金を想定。DBの場合は、最低責任準備金部分も数理債務とみなしてイメージ。

(ポイント)

- ① 資産の評価方法が数理的評価方法であり、数理的評価額 > 時価評価額の場合、当該差額相当額分、不足金が増加
- ② 最低責任準備金〈継続基準〉 < 最低責任準備金の場合、当該差額相当額分、不足金が増加（基金の場合のみ）

(2) 積立状況の的確な把握

- ・調整科目を除外し、時価基準で行う。

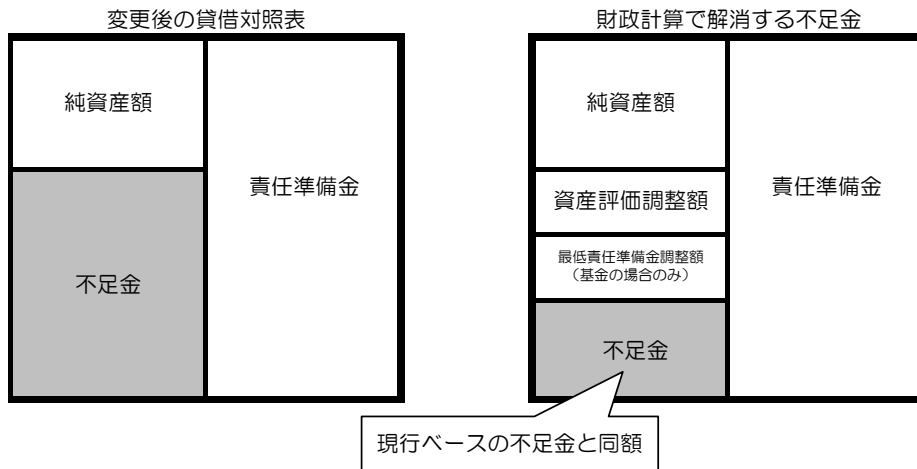


- ・変更後の貸借対照表で不足金を有する場合、継続基準の財政検証はクリアできない。
- ・財政決算後、現行ベースの不足金と許容繰越不足金を比べることで財政計算を行う必要があるかどうかを判定することとされている。



(3) 財政計算の見直し

- ・ 財政計算は、市場の短期的変動や期ズレなどの影響を織り込んで行えるようにする。

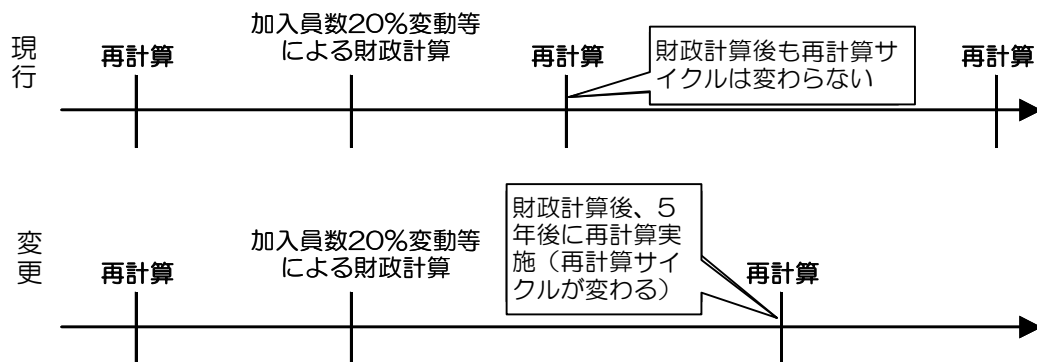


(4) 指定基金の指定要件の見直し

- ・ 指定要件に、「直近の決算において、積立金が最低責任準備金の8割を下回った基金」を追加。

(5) 厚生年金基金における財政再計算時期の見直し

- ・ 基礎率を見直して行う財政計算を財政再計算と定義。



(6) キャッシュバランスプランにおける指標の弾力化

- ・ 再評価の指標として、一定の上下限を付した市場インデックスを使用できるようにする。
- ・ 複数の市場インデックスを組み合わせたものを再評価の指標として用いることも可能。
- ・ 指標の下限は「ゼロ」とされている。

以上

